HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	徳川幕府下世田谷郷と小農層の発展
著者	大場,四千男; OHBA, Yoshio
引用	開発論集(114): (1)-(33)
発行日	2024-09-30

徳川幕府下世田谷郷と小農層の発展

大 場 四千男

-研究視座と歴史分析について

中世期平家の侍大将から吉良家の四天王への転変

世田谷郷吉良家家臣団の在村化と豪農層の発展形態

中世豪農層の近世への移行

世田谷村大場家の系譜 本家の大場豊前守=平家侍大将大場景政の系譜

『吾妻鏡』長江太郎義景の系譜

平家侍大将大場景親の「早馬」=「平家物語

吉良家の四天王大場豊前守と世田谷郷の村落過渡形態

世田谷村の長男家と分家の系譜

2

部部 武蔵野台地の近世期

新江戸城時代の武蔵野台地 古江戸城時代の武蔵野台地

世田谷郷中世から近世への移行

豪農分附作人と小農層との併存期

喜田見村の豪農層

(イ) 豪農分附耕作=田方 本百姓=小農層の主作=田方

上野毛村の豪農層

 (\equiv) 世田谷村の豪農層

田方耕区—検地帳分析

豪農=分附作人—田方—

本百姓 = 小農の主作田独立自営農民層―二十四人

松原橋際ゟ羽木谷共― 豪農=分附作人—田方

本百姓 = 小農の主作—田方

(1) 豪農=分附作人—田方

 (\Box) 小農=本百姓-田方

八幡前—田方

(1) 豪農 = 分附作人

畑方耕区-検地帳分析

小農=本百姓-田方

畑方一下町の豪農=分附作人関係

下町の小農=本百姓

上町本百姓=小農耕作地 畑方耕区―検地帳分析―上町の豪農層

世田谷村満中在家うら

- ① 満中在家うら本百姓=小農耕作地
- 四 孫六ヶ谷~栗原前
- (1) 孫六ヶ谷豪農分附耕作
- 四 孫六ヶ谷小農=本百姓耕作
- 竹之上松原ウラ畑宮之上
- 竹之浦豪農分附耕作

(イ)

- 宮上・浄徳院・へぼう谷宮上・浄徳院・へぼう谷
- 宮上

 台

 に

 う

 谷

 豪

 農

 分

 附

 耕

 作
- 四 近世期 純粋封建制の発達
- IV部 近世期世田谷郷・小農層の両極分解
- 一六七四年馬引沢村の豪農と小農の二重構造
- 下北沢村の小農層

(___)

- V部 徳川幕府の危機と八代吉宗の農業政策
- 純粋封建制と世界史
- 吉宗の質地小作制と法的検討
- 三 吉宗の小農政策
- 一 農地解放=小農層創出過程
- 四 小農層の土地と屋敷とのワンセット世襲化政策
- 五 幕府の近世村落構造=小農層と結ぶ五人組制
- 結び

௺─研究視座と歴史分析について

する)の家族経営の新しい形態が注目されている。ンマンファーム」(夫婦のうち夫が一人で大型機械を稼働させ経営「北海道農業の到達点と担い手の展望」(農林統計出版)では「ワ

れであると考える。 代の農業形態の共通性は日本農業の地政学に由来する同質性の 現覚と近世江戸時代との家族経営では同じ経営形態であり、近世と現り、耕地と屋敷とを一対=ワンセットにするものである。現代北海り、耕地と屋敷とを一対=ワンセットにするものである。現代北海の川幕府の小農層はまさにワンマンファーム=家族経営形態であ

う。 業の慣行と継承は形を変えながらも連続して続いているのであろう。とするなら、中世から近世へ、さらに近代から現代への日本農座と歴史分析とは同じ地政学を踏まえることで結びつくのであろごと歴史産物であり、同一系譜の表裏関係の現われである。研究視譜の歴史産物であり、同一系譜の表裏関係の現われである。研究視

あろう。とが出来るのは現代の到達点を理解する上でも重要な方法になるでとが出来るのは現代の到達点を理解する上でも重要な方法になるでこうした歴史の慣行と継承とを研究することによって確認するこ

焦点を合わせて分析することを本稿の課題とするのである。伴なう変化、発達そして解体の連続性を資料に基づいて世田谷郷に本論は小農層の中世、戦国時代、そして近世徳川幕府への移行に

I部 中世期平家の侍大将から吉良家の四天王への転変

□ 中世豪農層の近世への移行

る。

と対立し、村落統治を巡り村を二分する争いとなる。 居は徳川中期にも見出され、郷村の支配者として近世村落の小農層 居は徳川中期にも見出され、郷村の支配者として近世村落の小農層 主豪農 の豪農層について触れている。この中世的豪農=館主豪農 を対立し、村落統治を巡り村を二分する争いとなる。

家康 戸湾にかけての湿地帯の平野は北條氏の統治する所となっており、 を中心とする武士団は統治する武蔵野台地の村落にそのま、定着 による小田原城攻めで吉良家も攻め立てられるが、 いたからである。 縁にある吉良家が北條家臣団の戦国大名として統治する処となって とりわけ、 とりわけ武蔵野台地に巣食っていたのだろうか。 何故中世の豪農的農民が徳川家康の統治しようとする関東八州 徳川 の統治下で世田谷郷三十ヶ村の代官、 田 |谷城主代理でもあった吉良家の四天王の一人である大場家は 家康の統治下に豪農層としてそのまま居坐ることとなる。 多摩郡の八王子、 八王子城、 世田ヶ谷、 世田谷城の戦国大名吉良家は豊臣秀吉 目黒にかけて足利一 或いは名主として、さら 武蔵野台地から江 吉良家の四天王 族の血

武士層は家康の検地の下に村落の名主、或いは豪農として土着化す人に耕作させるのである。吉良家の四天王を中心とする館主=戦国層は中世の館領主としての営み、十町歩前後の農地を譜代分附下に郷農的存在として認められ、根を下すのである。その郷農的農民

る。

「家康が武蔵野台地を切り開き、その湿地帯を米作水田地帯へ開拓ない。

「家康が武蔵野台地を切り開き、その湿地帯を米作水田地帯へ開拓な。

「な康が武蔵野台地を切り開き、その湿地帯を米作水田地帯へ開拓

「な康が武蔵野台地を切り開き、その湿地帯を米作水田地帯へ開拓

「ないる。」

「おいる。」

「はばいる。」

「おいる。」

「いる。」

「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる。」
「いる

依存する二重性格を展開せざるを得ないのである。させるが、同時併行的に開拓領主として戦国武士の豪農的支配にも徳川幕府の農業政策は小農層を核にする純粋封建制を新しく発達

させることにもなる。 括化は江戸都市経済圏 で賃金の支払にすることで農村の自給自足経済を問屋制前貸し経済 由る貨幣経済の発達である。 する危機にも不安を募らせていた。その原因は○家康の貨幣政 しみながら、 に包括させることを育くむのである。農村経済の貨幣経済による包 信用に由る流通を発達させ、 八代吉宗は徳川幕府の小農層と対立する豪農に依存する矛盾に苦 と同時に小農の両極分解による零細農への転落に直面 0) 依存を強め、 とりわけ米を貨幣として位置づけ、 貨幣経済の発達は、 江戸廻り商品 日常生活の取 の生産を発達

こうした農村の貨幣経済化はますます発達し、年貢の生産物地代

の高さである。年貢率の重税は小農の没落原因となる。これに加え、農民の負担となったのは六公四民又五公五民の年貢率買を促す結果となり、土地を売買する小農の経済危機を生み出す。(=米)を貨幣地代へ変え、さらに土地の商品化、つまり土地の売

う。

「八代吉宗が直面したのはまさに家康の貨幣政策による大量の金銀作の安定的収穫量の増産に努めるのである。 幕末に近づくほど財政赤字は五○万両の赤字を毎年恒常的に続る。 幕末に近づくほど財政赤字は五○万両の赤字を毎年恒常的に続る。 幕末に近づくほど財政赤字は五○万両の赤字を毎年恒常的に続いていることである。 お事の経済政策は米の増産による物価騰遺=インフレー貨の安定的収穫量の増産に努めるのである。

ことである。
ことである。
ことである。
ことである。

ることで防水と水稲農業の両立を図ろうとする。安定化を図るため洪水対策として国役普請政策の発動基準を設定す宗は質地小作制による年貢の継続を確立すると同時に、水田農業のに達成することで、幕府の年貢水準の維持に成功するのである。吉吉宗は質地小作制を導入して年貢の維持と小農民の回復策を同時

川幕府の衰退を阻止し、その回復を育んで前半の百三十年から後半中間的土地政策としての十年間の設定による小農層の維持策等は徳歩以下への耕地分割への規制政策、そして、(3)永代売買禁止策への家康が直面した(1)中世豪農層問題、(2)小農層の維持策として一町

もし八代吉宗がいなかったら、徳川幕府は中間で亡んでいたであろの百三十年への中間点を通過するのに大きな役割を果すのである。

世田谷郷は徳川幕府の小農層地帯に由来すると考える。世田谷郷は徳川幕府の小農層地帯に由来すると考える。世田谷郷は徳川幕府の小農層地域に世田谷郷の歴史的特質であり、歴史分析の対象としてふさわしい地域である。世田谷郷は中世から近世、さらに近代にてふさわしい地域である。世田谷郷は中世から近世、さらに近代にてふさわしい地域である。世田谷郷は中世から近世、さらに近代にている。こうした中世豪農層と近世小農層とが同時併存的に共存である。こうした中世豪農層と近世小農層とが同時併存的に共存の人口地帯として現代都市の代表として歩み続けている。その原因が、同時に、北條氏と吉良家の豪農層の在村化する典型的な地域である。

Ⅱ部 世田谷郷吉良家家臣団の在村化と豪農層の

良家家臣の帰村化を表したものである。 良家家臣の帰村化を表したものである。 東農層と共に耕作して村の名主兼豪農的耕作者として在村化した。 郷の各村々に中世的土豪として住みつき、直営地を分附下人の譜代世田谷に戻って弦巻村に在村して引退した。家臣団の多くも世田谷世田谷に戻って弦巻村に在村して引退した。家臣団の多くも世田谷関東を支配することになるが、北條氏の戦国大名として活躍してい家康は小田原城主北條氏の後、関東八州二五〇万石の城主として

図表-1 世田谷郷吉良家臣の帰農村					
村	3		村	家臣団	
世田谷	1	大場	船橋	27	鈴木
	2	関	経堂	28	石和戸
	3	宇田川		29	松原
	4	榎本		30	亀ヶ谷
	5	安藤		31	長島
	6	広戸	弦巻	32	榎本
	7	小川	馬引	33	白井
	8	是庭	等々力	34	豊田
若林	9	周防		35	小池
太子堂	10	堀江	奥沢	36	毛利
	11	森	野良田	37	粕谷
三宿	12	宇田川	上野毛	38	木村
池尻	13	橋本		39	田中
下北沢	14	膳場	下野毛	40	原
代田	15	斉田		41	土居山
	16	山田	瀬田	42	白井
	17	大場	岡本	43	山崎
	18	秋本	鎌田	44	安藤
	19	柳下	大蔵	45	河野
	20	清水		46	石井
松原	21	田中		47	安藤
	22	柏原		48	清水
	23	大庭		49	長嶋
上北沢	24	榎本	祖師ヶ谷	50	内海
烏山	25	並木	村 25 計	家臣	50 人
粕谷	26	粕谷	1, 20 11	·	00,0

(『新修世田谷区史』上巻 416 頁)

世田谷村大場家の系譜

が関 郷の 郷を与えられたのである。 老中職 なった。さらに、 支配を継続し、 祠堂金貸付を世田谷の農民に高利で貸し付けて村人の重 北条氏政の家臣である吉良氏朝は戦国大名として世田 二千石の世田谷郷と千葉の佐野領とを知行に加えた。 在地豪農として住みついた。徳川家康はそのまま北條時代の村 世田谷郷を支配していた。その家臣団も四天王を中心に世 (=郷)であり、世田谷村の支配下に置かれていた。 の任務から桜田門に屋敷をかまえ、 原 の戦いで、さらに井伊直孝は大坂城の戦闘で功績を挙げる 統治を委ねた。とりわけ世田谷郷は二十ヶ 世田谷郷の村人に課される桜田門屋敷 井伊家は豪徳寺を菩提寺とした。 人馬の供給のため世田谷 谷城主とな 井伊 井伊家は 村の結合 い負担と 田谷 直

あった。 なる人々であり、 1 本家の大場豊前守=平家侍大将大場景政の系譜

賀守そして軽部伊賀守の四人であり、

世田

谷村の名主、

村役人層に

大平出羽守、

関加

と同時に中世的豪農武士階層の典型的支配層でも

官の時代にその頂点に達して世田谷郷の衰退原因となった。

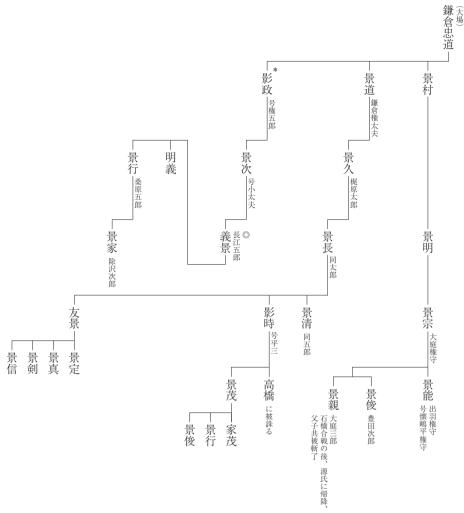
の人々の苦痛と窮乏化とを持たらし、

大場弥十

吉良家の戦国武士である四天王は大場豊前守、

勤めは世田谷郷

る。 平家の侍大将として源頼朝軍を石橋山の戦いで破った戦国武士であ 平景正の子孫であり、 る平家の侍大将の一人でもあった。 の一人で、 平家の侍大将として源頼朝の軍を打破り、平家の天下を支えた将軍)図表-2-とりわけ、 大場景政は鎌倉に住んでいたことから鎌倉景政とも呼ば 神奈川県藤沢市で国衙管轄の 大庭氏系譜の鎌倉忠道の四男として活躍する。 注目すべきは大場豊前守の家系である。 代々御厨司・ 下司職を世襲する家柄であり、 大場豊前守 厨がなりゃ = 大庭御 (景政) 大場豊前守は 厨製 は開発領主 を統轄す



頼朝、

しうと北條四郎時政をつかはし

景親、福原へ早馬をもって申けるは

九月二日、相模国の住人大場三郎

「 同^{sa} に に を に き 馬 に も り ま

208 頁より作成 五味文彦・本郷和人編「吾妻鏡」〈1〉吉川弘文館

> 山に立籠て候ところに、景親御方に心ざ 屋、岡崎をはじめとして三百餘騎、 の館で夜うちにうち候ぬ。其後土肥、土 て、伊豆の目代、和泉判官兼隆をやまき

お

が子共、三百余騎で源氏方をして、 の椙山へにげこもり候ぬ。其後畠山五百 なされ、おほ童にたゝかいなって、土肥 畠山が一族、 にまけて武蔵国へひきしりぞく。その後 井、小坪の浦でたゝかふに、畠山いくさ 余騎で味方をつかまつり、三浦大介義明 しを存ずるもの一千余騎を引率して、 しよせせめ候程に、兵衛佐七八騎にうち 河越・稲毛・小山田・江 由

(=)平家侍大将大場景親の「早馬」=

語 る。 るが、その「早馬」について『平家物 て福原の平家へ知らせる早馬で駆けつけ 相模の大庭景親が源頼朝の進軍につい 巻第五の中で次のように語られてい

り舟にのり、安房・上總へわたり候ぬ」とこそ。申たれ。おしよせてせめたゝかふ。大介義明うたれ候ぬ。子共はくり浜の浦よ戸・葛西・其外七党の兵ども三千余騎をあひぐして、三浦衣笠の城に

平家へ報告する早馬の使者であった。」 (『平家物語』)する頼朝軍はくり浜より舟で千葉の安房・上総へ逃去った旨を福原の以上のように、大場景親は、石橋山の戦いで源氏の軍を破り、敗退以上のように、大場景親は、石橋山の戦いで源氏の軍を破り、敗退

〕『吾妻鏡』長江太郎義景の系譜

る。――義景(長江五郎)を選出する点について次のように記録してい――義景(長江五郎)を選出する点について次のように記録していに奉納する使者として長江太郎義景(大庭氏系譜の◎印影政―景次『吾妻鏡』は寿永元年二月八日の日に頼朝の御願書を伊勢太神宮

議を経て選ばれたという。」

(『吾妻鏡』―8頁)
(『吾妻鏡』―8頁)
との三代の孫である義景が最も神の思し召しに叶うであろうと、御審を紹っためという。(度会)光倫は、衣冠を着て御所に参り、これと農楽のためという。(度会)光倫は、衣冠を着て御所に参り、これた。義景は、先祖の権五郎(鎌倉)景政が一段の信心によって去る永た。義景は、先祖の権五郎(鎌倉)景政が一段の信心によって去る永た。義景は、先祖の権五郎(鎌倉)景政が一段の信心によって去る永た。義景は、先祖の権五郎(鎌倉)景政が一段の信心によって去る永た。義景は、先祖の権五郎(鎌倉)景政が一段の信心によって去る永久五年十月二十三日に私領の相模国大庭御厨を神宮に寄進しており、大郎義景は、大郎義景が最も神の思し召しに叶うであろうと、御審を経て選ばれたという。」
(『吾妻鏡』―8頁)

源平合戦後大場家は姿を歴史から消え、再たび登場するのは小田

谷城主となっていたのである。 家の血筋を引く高家として、又戦国大名として北条氏に仕え、世原北条氏の血縁としての吉良家の家臣としてである。吉良家は足

吉良家の四天王大場豊前守と世田谷郷の村落過渡形態

1

良氏の四天王の一人である大場越後守である。 田谷郷二十ヶ村とその統治者である名主、庄屋の 郷を豪農層と小農層との混合する過渡形態の地域にする。 の五十人によって支配される。この吉良家家臣団の在地化は世田谷 め 主として、また、直営地二十町歩前後を経営する豪農層として認 州に移り、江戸幕府を開くと、家康はこれら中世的豪農層を開拓領 直営地を耕作する分附作人によって担われる。他方、 拓領主となっていた。在村化する武士の豪農経営は平均二十町歩の 村に広汎に定住するが、その際吉良家の在村武士は中世的豪農兼開 吉良氏の四天王を含める戦国大名の家臣団五〇人が村落二十五 検地の担当者とする。 世田谷二十ヶ村はこれら吉良家豪農武士 頂点に立つのは吉 家康が関東八 そして世

世田谷村の長男家と分家の系譜

2

に就くのである。
田谷村上町に定住し、同時に世田谷郷を支配する代官としての地位城主として支配していたが、吉良家の没落に伴って在地している世域主として支配していたが、吉良家の支配に伴って北條時代に世田谷

Ⅲ部 武蔵野台地の近世期

) 古江戸城時代の武蔵野台地

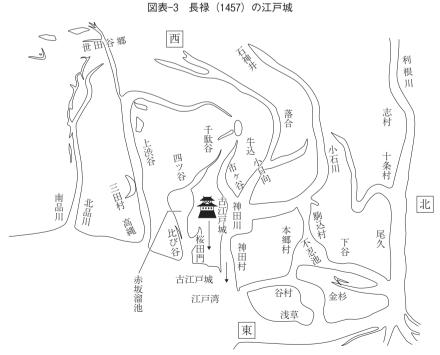
り開こうとしていた。 り開こうとしていた。 市を水田開発する豪農武士団として世田谷城を拠点にして活路を切て名を覇せていた。吉良氏は武蔵台の世田谷城に住み、武蔵野湿地 北條氏は関八州を支配し、豊臣秀臣と天下を二分する戦国大名とし 北條氏は関八州を支配し、豊田谷城を拠点にして活路を切 で名を覇せていた。

長禄元(一四五七)年に次の図表-3のように築かれていた。世田谷城と目と鼻の距離にある古江戸城は既に太田道灌によって

後ろに武蔵台地に挟まっている。谷入江と神田川とに挟まれている台地の上に聳え、前方に江戸湾、谷入江と神田川とに挟まれている台地の上に聳え、前方に江戸湾、「いて、日城、中城そして外城と三重になっていて、日比

可能性を秘める肥沃な平野地帯である。
よって湿地の平野地帯を形成し、開拓によって日本一の水田地帯のへ流れ込む根利川、石井川、神田川、赤坂溜池、平川等の土砂にこの図表-3から窺えるように古江戸城は武蔵野台地から江戸湾

営に従事し、と同時に村落共同体の支配階層として定着する点につし、豪農の直轄地経営に乗り出し、二十町から十町規模の豪農的経に述べたように、吉良家の武士団は支配地に開拓領主として定着それゆえ、徳川家康が二五〇万石の関東八州へ移封されるや、既



「世田谷区史」上巻 195 頁より作成

六代目代官

大場弥之助

五代目

代官 代官

大場興

本家←

一代目

代官

(養子)

几

代目

大場鈴之助 大場弥十郎 →分家

代目代官

就任

一代目代官

大場六兵衛 大場市之丞

丞から六代目まで世

田谷代官を世

一襲するが 罪により

表-4

В

0

要約は

大場家の

分家初代市之

一名が年貢未収

納

のため、

闕所しょ

W 7 既に前述したところでもある。

城

 \hat{o}

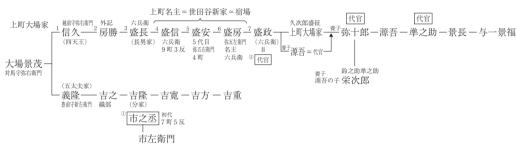
は 戦

さ 江 13

世田 した。 らに桜田門屋敷に加えて追加として元和十 で手柄を挙げ 世 幕 井伊直孝は寛永十 I 谷郷 方、 府の老中 新江戸 田 以後、 一谷代官と大場家分家の 関 を加増され ,城時代の ケ 下職を世)続ける井伊 原 0 戦 襲する地位を確立 13 武蔵野台地 謯 さらに大坂 「政と直孝親子

二代大場市之丞盛長を世田谷郷代官役に抜 その系譜は下の図表-4Aに要約され 大場分家は十三代迄代官職 六三三) 年、 分 心を続 家 擢 \mathcal{O}

図表-4A 大場家本家・分家系譜



図表-4B 世田谷代官大場家の系譜

大場 系譜		名前			没年
	信友	彌左衛門丞	対馬守		
初代	信久 父	彌左衞門 (越後守信久)	越後守	吉良四天王の1人	慶長四年
二代	父 房勝子(上町)	大場外記房勝		上町(新宿)に住む	寛永三年
三代	子 盛長 (本家)	① →元文四年追加 六兵衛(大場市之丞)	女	初代世田谷代官	寛永十五年
四代	盛信	六兵衛	上町名主	(大場家分家)	寛文三年
五代	盛安	彌五右門	世田谷村名主		宝永三年
六代	盛房	源五左衛門	世田谷村名主	新宿問屋役	延享二年
七代八代	盛政 (分家) 盛征	② ↓ 追放 六兵衛(世田谷代官) (久治郎(世田谷代官見習) 六兵衛	上宿名主 <u>久野弥十郎を養子とする</u> ③三代目代官	二代月代官 (大場本家)	明和元年 文化元年
九代	興弘	源吾 (養子)	養子 世田谷代官四代 🥄		寛政四年
十代	景運	<u> </u>	養子 世田谷代官 四代目	代官	天保七年
十一代	景長	鈴之助	世田谷代官四代目		安政四年
十二代	景福 養子	興一	代官役見習→五代目代官		慶応元年
十三代	信愛	弘之助	養子 六代目代官		明治三十二年
十四代	信続				

(「世田谷区史」上巻 258-259より作成)

続け、今日に至っている。 に、世田谷区を東京一の人口と高級住宅街への発達に金融的支援をる。そして明治に入ると、大場家本家は代官から区長に任命され、また、世田谷信用金庫を設立して世田谷区民への信用授受を通しまた、世田谷区を東京一の人口と高級住宅街への発達に金融的支援を通して、世田谷区を東京一の人口と高級住宅街への発達に金融的支援を通り、今日に至っている。

世田谷郷中世から近世への移行

豪農分附作人と小農層との併存期

喜田見村の豪農層

1

とを次のように展開する。 耕作する分附=作人を働かせていた。喜田見村は、 図表-5に示される惣右衛門、 =小農(=主作)との混合二重構造を展開させる特異な村である。 ノ内、 文禄三年 〈1〉おほ嶋はイイ豪農分附形態と四本百姓=小農層との混合形態 (3)その他の三農地から構成され、 (一五九四) 0) 「喜多見郷御縄打水帳」によれば豪農は 新兵衛、 図書の三人であり、 豪農の分附耕作人と本百姓 (1)おほ嶋、 直営地を (2) 寺

図表-6 ①おほ嶋区の小農経党

(5)玄蕃、

(6)新右衛門、

(7)将監、

八内蔵助、

(9)助五郎等の九人の豪農

(2) 茂兵衛、

(3) 年次郎

(口)

本百姓=小農層の主作=田方

図表-5は4人の豪農の直営地を分付作人に耕作させている。

□表−6は十七名の小農=本百姓による経営形態である。

寺ノ内地域は豪農層として(1)新兵衛、

豪農分附耕作=田方

層の支配となる。九人の豪農層は図表-7に示される。

	凶衣─0 ①おは鳴区の小晨栓宮						
	小農	直接耕作	田畑地				
①自作農	新右衛門分 与三右衛門分 新左衛門分 弥五郎分 十郎左衛門分	主作 主作 主作 主作	五反九畝五十八歩 二反七畝十一歩 六反二畝六十一歩 三反七畝五八歩 五反四畝卅四歩				
	茂兵衛門分 物書分 物子衛門分 新兵衛的分 等一方 等一方 等一方 等一方 等一方 等一方 等一方 等一方	1主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主主	七反八郎 (1) 一万 (1) —				

図表-5 喜田見村おほ嶋の豪農層の経営

①おほ嶋豪農=分附小作							
	分	作	歩				
①地主=小作	惣新同図新同同同新図 新同図新同同同新図 新の書、第一の第一の 第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第	新左衛門作 弥二郎作 弥二郎作 五郎三郎作 弥七作 弥七郎作 弥七郎作 弥七郎作 な七郎作	一反一畝廿二歩 一反四歩 一反九畝歩 一反五畝五歩 一反九畝十五歩 一反二畝十三歩 二成三畝廿七歩 二畝廿歩 四反四畝廿四歩				

図表-7 ②寺ノ内区の豪農層経営

図表-7 ②寺ノ内区の豪農層経営					
②寺	ノ内寺 地	主=小作 畑			
	分	作	歩		
② 分	新兵衛分	弥二郎作	一反二畝廿五歩		
分附	同 分	甚三郎作	四畝十八歩		
 	茂兵衛分	清九郎作	廿九歩		
小	与次郎分	源左衛門作	一反一畝六歩		
作	新兵衛分	弥郎三作	一畝廿六歩		
	与次郎分	彦右衛門作	一畝十歩		
	同 分	ぬい左衛門作	九畝十八歩		
	玄蕃分	弥七郎作	八畝十三歩		
	茂兵衛分	新二郎作	六畝廿歩		
	新兵衛分	新二郎作	一反三畝 歩		
	茂兵衛分	新二郎作	五畝四歩		
	与次郎分	彦右衛門作	一反二畝十二歩		
	新兵衛分	六兵衛作	八畝 歩		
	同 分	弥右衛門作	一反二畝 歩		
	新左衛門分	源左衛門作	五畝廿六歩		
	将監分	喜十作	一反九畝十歩		
	内蔵助分	善左衛門作	三畝十八歩		
	新兵衛分	源右衛門作	二畝四歩		
	助五郎分	弥三右衛門作	二畝廿歩		
	新兵衛分	喜十作	九畝三歩		

図表-8は五反層以下の本百姓=小農の形成を物語り、分付小作本百姓三十七名は図表-8によって次のように構成されている。他方、豪農層からは小百姓として独立し、耕地を主作する小農=

③よこた地域―この地区での豪農層は新兵衛一人で分附作人弥次人から独立本百姓への転換を示している。

えることとなる。喜田見村は豪農層から小農層へ移行し、近世村落れ、近世の小農=本百姓層への移行を物語り、徳川幕府の年貢を支れ、近世の小農=本百姓層への移行を物語り、徳川幕府の年貢を支れ、近世の小農=本百姓は次頁の図表-9に示される九郎に十六歩を耕作させているに過ぎない。

図表-8 ②寺之内区の小農層経営						
寺ゆき	主作	〈自作農〉		与四郎分	主作	五畝一五歩
宝樹院分	主作	六反一畝七八		源左衛門分	主作	三反六畝四五
		一畝四九		原右衛門分	主作	七反五二
弥兵衛分	主作	七畝十四歩		与次郎分	主作	四反五畝五八
内匠分	主作	八反二畝六十		善六分	主作	一反三畝 歩
甚右衛門分	主作	七反四畝九二		六兵衛分	主作	一反三畝廿六歩
与楽斎分	主作	五反九畝四歩		小三郎分	主作	一反一畝十八歩
新右衛門分	主作	三反二畝		三郎三右衛門分	主作	三反二畝五八歩
甚四郎分	主作	六反五畝九九		弥左衛門分	主作	五反八畝三三歩
観智坊分	主作	九畝八歩		孫右衛門分	主作	一反六畝廿四歩
十郎左衛門分	主作	二反四畝卅歩		弥三郎分	主作	三畝十五歩
与三右衛門分	主作	四反三畝十一歩		惣右衛門分	主作	四反四畝二二
図書分	主作	一反六七歩		内蔵助	主作	六反四畝三九歩
新兵衛分	主作	五反七畝八六歩		清左衛門分	主作	一反九畝四八
②自作農				源次郎分	主作	一反六畝 歩
九郎左衛門分	主作	九反一畝八九歩				
与三右衛門分	主作	四反五畝十五歩				
清六分	主作	四反五畝八八歩				

でもあった。
へ発展しようとする先進的村落の一つであり、農奴解放の典型的村

②自作農

石井分

玄番分

甚三郎分

茂兵衛分 十右衛門分

藤左衛分分

主作

主作

主作

主作主作

主作

二反六畝二二歩

四反九畝九二歩 八畝廿五歩

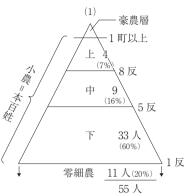
四反二畝三一

五反四畝十三

五反六二

次に世田谷郷喜田見村の豪農と小農民とは三角形の上中下層に分

図表-10 世田谷郷喜田見村の 階層分解図



よる在: 図 く家臣団である点につ 層は吉良家の家臣団に て注目すべきである 惣右衛門 玄蕃、 地 化 の系譜を引 将監、 新兵衛 内

東前

・宮之前耕区では助七郎が豪農として加わっていて、

図表-9 ③よこた地区の豪農と小農

る

この重い年貢率は長期に見れば小農民=本百姓の困窮化を招

き、このため、

吉宗が

す

る原因ともなる。 質地小作制を制度化

この喜田見村

この豪農

ることで支えられているのであり、

高年貢負担を小農層に課してい

よこ	よこた						
	新兵へ分	弥次郎作	十六歩				
③自作農	十新 同新 茂新 甚新 五 物 左 六 分 門 分 分 門 分 分 門 別 門 別 門 別 門 即 門 郎 門	田主作田主作田主作田主作田主作田主作主作主作主作主作	一反一畝 六歩 十畝二 七畝四二歩 三反四畝六一歩 一反四畝十歩 二反二畝八十歩 四畝二 二成六 一反二畝 一反二畝				
	惣左衛門	王作	一反二畝				

農は八割を占めている。

分解は なる。

一反〜五反迄の下層

類すると図表-10

のように

この三角型小農階層

小農で六割を占めている

これに一反歩以下の十一人 (二〇%) を加えると下層

の分附作人を小農=本百 徳川幕府の小農政策は中

である

世 四民の高い税率に基づいて 姓へ独立させ、年貢率六公 三千万石を全国から収納す

> として雇い続け、 歩の大農民は豪農層として生き続けているこれらの豪農層を指すの の名主、 させて近世小農層への解放を行ない、且つ手元に譜代下人を奉公人 中世的豪農層は近世への移行の中で分附作人を小農=本百姓へ独立 て在地化するのであるが、この点前述した所である。 武士は徳川家康の支配する世田谷郷の豪農層として分附小作によっ 蔵助等は武家の名前である。 年寄層となる。 村落共同体の支配者として代官の支配を受ける村 八代吉宗が指摘する二十町歩、 小さな喜田見村に在地化した吉良家の とするなら、 或いは十町

上野毛村の豪農層

のである。 することは世田谷郷上野毛村でも同様の事態となって進行していた 次に、 豪農層が耕作地を分附小作に耕作させ、 村の支配権を確立

上野毛村は耕区を二つに分けている。

の豪農層の掌握するところとなり、 ここでは助七郎は小農として主作する本百姓とみなされているが、 て豪農の直営地の作人となっている。これは図表-11に示される。 しかし、□豪農と□小農との二面性を有する特異な農民である。 中世の豪農層の再現と思われる存在である。 村の作人=譜代下人は全て□筑後、□外記そして回助七郎の三人 □豪農に属する分附作人は一宮前耕区で次のように譜代下人とし 一宮前耕区の豪農は一筑後、 二外記と三助七郎の三人であるが、 独立本百姓 =小農層を見出せな

一宮前・坂上・くねそへ・谷口・坂口・東・宮上・東之上・スクモツカ

				* UT **			- / / /		
分		作	H	畑	分		作	H	畑
○築後	分	助左衛門作		一畝二歩	同	分	弥左衛門作		九畝二十六
司	分	善五郎作		三反十八	同	分	彦十郎作		一反七畝七十二歩
同	分	彦十郎作		六畝十八	同	分	惣左衛門作	四畝	
司	分	松助作		二反四畝五十六	同	分	松助作		七畝六十五
同	分	神四郎分		三畝二十二歩	同	分	神二郎作		八畝三十二
同	分	覚願寺作		七畝	同	分	助十郎作		一反八畝三十歩
同	分	太郎左衛門作		五畝六歩	同	分	彦七郎作		七畝七十
同	分	善七郎作	八畝三	三反二畝五一	同	分	清十郎作		八畝
同	分	助三郎作		一反一畝十	同	分	助二郎作		七畝十五
同	分	助二郎作		六反三畝二九					
同	分	清十郎作		七畝十四					
司	分	神二郎作		二反二十三					
同	分	助十郎作		六畝三七					
司	分	清右衛門作		一反四畝九					
司	分	弥左衛門作		五畝十八					
司	分	杢助作		二畝二十四					
司	分	右京作		二畝二十二					
同	分	彦三郎作		九畝十八					
司	分	東光坊作		一反七畝三十					
司	分	又四郎作		二十四歩					
◇筑後	分	主作	二反二畝十四	二町七反七畝九					
◇外記	分	主作	四反二畝四十三	一町一畝二十七					
外記	分	東光坊作		二反二畝十二					
司	分	助左衛門作		三畝十二					
同	分	又四郎作		一反七畝三十二					

図表-12 上野毛村の豪農=分附作人-東前・宮之前地区

二東前・宮之前

分	作	田	畑
◇筑後分			
同 分	善七郎作		三畝十八
同 分	主作	四反一畝八十八歩	四反九畝三十七歩
◇外記分	主作	九畝二十八歩	
同 分	助太郎作		六畝二十二歩
◇助七郎分	主作	三反九畝三十一歩	一反一畝十六歩
同 分	宗円作		四畝二十歩
同 分	清十郎作	六畝二十四歩	
同 分	覚願寺作	八畝二十二歩	

図表-13 上野毛村の小農層

弾左衛門分	主作	三畝十二歩	四畝三十四歩
善七郎分	主作		二畝十二歩
太郎左衛門分	主作		六畝十四歩
分	作		計一町三反一畝二十四歩
分	作		計畑九反一畝拾九歩
分	作	合計田	畑二町二反二畝二十九歩

図表-12は豪農支配型である。

外記、 『小農層は図表−13に示される次の三人であるが、 助七郎のいずれかの分附作人=

実態は筑後、

譜代下人として作人になっている。

層は三人となり、 分附作人は五人である。

(13)

分附作人の家族

七郎は館の中に分附農民=下人の家屋敷を有し、

ことを必要条件としているが、

近世村落の小農は五反の耕作地と屋敷とをワンセットにしている

下野毛村では豪農の筑後、

外記、

助

L野毛村の屋動主=豪農 図丰_1/

四次 14 上封七刊の座放工一家辰					
Ξ	屋敷帳	敷地			
筑後分	東光坊居	三畝二十二歩			
同 分	与七郎居	一畝三歩			
同 分	主居	五畝四歩			
外記分	松助居	二畝十二歩			
六(3町)同分	彦七郎居	一畝十八歩			
(1町4反) 同分	助十郎	二畝七歩			
同 分	主居	二畝二十五歩			
同 分	主居	四畝 歩			
助七郎分	主居	三畝六歩			

(1)

	◇助	力七郎	分	主作	-	反二	畝四	十四差	步
配へ移行するのである。	は吉良家から井伊家への支	歩ずつ進めつつあり、郷村	中世から近世への移行を一	(上野毛村)を頂点にして	に百パーセントの豪農村	世田谷郷は前述したよう	る。	期の豪農層の再現でもあ	白え愛房ご四の村二 「十

豪農層支配構造に対して近世型小農支配村落へ移行するのは世田谷 配する近世村落へ移行し始める。この近世村落への発達を担う小農 本百姓の存在は分附下人と較べて圧倒的な割合を占め、 [田谷郷は漸次豪農層の分附作人=下人から小農層=本百姓 上野毛 元の支

村である。

世田谷村の豪農層

田方耕区 —検地帳分析

と (<u>二</u>) 作成し、 【本百姓 = 小農層の混在する過渡村落として発達する。 |田谷村は正保三年 田方:古城下: 検地を次の四地区に分けて行ない、①豪農分付作人=下人 山崎・若林田地区のイイ豪農=分附作人を最 (一六七六) K 「世田谷郷田方之分水帳」

九反七畝四十九歩(1町)

人の住む屋敷を記してい

村は豪農層とその譜代

下人とから構成される典型

な豪農支配の村で、

中世

敷帳」

は次の分附作人=下 図表-14

ている。

0)

屋

とその下男・下女を住まわ

豪農 = 分附作人 由方 1古城下

に掲げ、

次に四小農=本百姓の主作を掲げる。

一反七畝三十九 勘三郎作 二反四畝六歩 一反五畝三十九 善五郎作 二反一畝 一畝二十四 計七反九畝八歩 なっている。

田

なく、姿を消しつつある豪農層の姿と の分附作地は七反九畝八歩にしか過ぎ 之丞)とを含め三人である。豪農三人 豪農層は大場家の分家 (六兵衛

図表-15 豪農=分附小作 古城下山崎若林田さかい分 作

分 太兵衛分 市之丞作 同 分 六兵衛分 勘七作 同 分 藤四郎分 助左衛門作

畝を主作し、 (口) の世田谷村古城下での 本百: 姓 = 小農の主作田独立自営農民層―二十四 豪農層の八反歩弱を十倍上回るのである。 小農層は二十四名で、 主作地十町六反九

世田谷村は

小農層の近世村落の主要本百姓層に到達していることが窺える。

を

図表-17 豪農層の分付作人

2 松原橋際ゟ羽木谷共

. る。

二郎右衛門分	九右衛門作	六畝七
市之丞分	長右衛門作	一反二畝十八
六兵へ分	長右衛門作	一反一畝二七
惣兵衛分	清右衛門作	一反六畝六
同 分	五左衛門作	二反二十
二郎右衛門分	九右衛門作	七畝六歩
		計七反二畝八十四歩

計四 位性を物語り、 約七倍弱の主作地を有し、 と同様に豪農五人の田は七反二畝であ 図表-17の松原橋地区は(1) 他方、 豪農の分附作地七反二畝に対 [町六反五畝の田地を所有 図表-近世村落を発達させて -18の小農十七 小農層の優 の古 人は Ш 主作 にして 城

図表-19 へほう谷の豪農=分附人

3 へほう谷ゟ赤堤田むかいにしのはし

清三郎	主作	四反九畝三五歩
同 分	はやと作	二反二畝四十二歩
同 分	市左衛門作	二反二畝六歩
同 分	太郎兵へ作	二反七畝十八歩
源左衛門分	市左衛門作	九畝十歩
		計一町三反十一歩

四人を働かせている。 第三地区での豪農は清三郎と源左衛門の二 人で、耕作地計一町三反十一歩に分附作人 図表-19のようにへほう谷より赤堤 豪農=分附作人-由 \mathbb{H}

図表-16 小農層の主作

古城下山崎

彦十郎分	主作	一反五畝二
久三郎分	主作	一反四畝四十七
三右衛門分	主作	三反四十四
源左衛門分	主作	三反八畝十
半右衛門分	主作	六反七畝六十八
太郎兵衛分	主作	二反七畝二十六
市蔵分	主作	一反十一
藤四郎分	主作	五反二畝四一
本宿 金十郎分	主作	一反六畝一二
佐右衛門分	主作	七畝十五
市之丞分	主作	九反八畝四十六
本宿 六兵衛分	主作	二反七十
本宿 長七分	主作	三反一畝三十一
才三郎分	主作	一反二畝十二
惣兵へ分	主作	八反五畝四十
善九郎分	主作	八畝
仁左衛門分	主作	三反一畝三十五
権七分	主作	二反七畝五五
太左衛門分	主作	五反六畝五十九
清右衛門分	主作	五畝十歩
喜左衛門分	主作	六畝
六兵へ分	主作	二反三畝四十
小右衛門分	主作	一反一畝二十四
松原 久左衛門分	主作	一反八畝十
		計七町六反九畝廿四

図表-18	松原橋際小農耕作地		
小農=本百姓	耕作	面積	- 本
次郎右衛門分	主作	一反十五	本百
茂兵衛分	主作	七反九畝三十六	姓
茂兵へ分	主作	三反六	小
三右衛門分	主作	二反六畝十八	農
二郎右衛門分	主作	二反四畝十九	0
庄五郎分	主作	四反八	主
半右衛門分	主作	二反六畝八十	作
本宿八左衛門分	主作	四畝三十	
本宿清蔵分	主作	七畝七	田方
左右衛門分	主作	四畝六	刀
清蔵分	主作	四畝十五	
長左衛門分	主作	一反三畝十八	
才三郎分	主作	七畝十八	
市兵衛分	主作	一反七畝十	
佐右衛門分	主作	一反一畝十八	
喜左衛門分	主作	二反四畝三十六	

主作 三反四畝六

計四町六反五畝二歩

 (\equiv) へほう谷合赤堤田むかいにしのは

清右衛門分

(1)

(1)

豪農=分附作人—田方

松原橋際

ら羽木谷共

(15)

農

Ш

本

由

他方、

このへほう谷地区の小農は三人で、

図

(口)

Ш 本百

図表-21 八幡前豪農経営 r 445-24 14-TH DE VERSE

	4 八幡則‐鳥田・僑場・勝尤阮則			
分		分	作人	
	源左	衛門分	長十郎作	四反二畝八歩
	同	分	七郎左衛門作	二反八畝二十歩
	同	分	市兵へ作	三反五畝十五歩
	同	分	福右衛門作	二畝三十歩
	市蔵	分	庄蔵作	一畝六歩
				計一町八畝七十九歩

豪農 (四) =分附作人 幡 前 曲 方

に源左衛門と市蔵の二人で、

出地合計 0

大場本家の六兵衛と分家の市之丞も加わっている。

幡

前

田

方の豪農は

図

表 $2\dot{1}$ \mathbb{H}

、よう

ほ

う谷は清

古城下分では太兵衛、

六兵

南、

藤四

[郎の三名、

2松原橋では1

惣兵衛の四

3

つく。

田

方の豪農層は

市之丞

(大場分家)、六兵へ(大場本家)、

源左衛門の二名の合計九人である。

この

中には

耕させている。

豪農に対する小農は合

В

畑方耕区

検

地

帳

兀

町

三反余りの主作地で豪農を

小農層の優位となっている。

町

八畝七十九歩を五人の分附作

(1)

久左衛門分 主作 二反三畝四十七 久右衛門分 主作 三反四畝七十二 右近分 主作 三反三畝二十八 光徳寺分 主作 一反二畝七十九歩 計一町四畝二十三歩

る

三歩の耕地を主作する 衡しているが、 このへほう谷は豪農と小農の勢力は、 やや豪農層の優位となって ほ II 均

表-20に示されているように合計

一町四

1畝二十

彦十郎分 久三郎分 主作 源左衛門分 主作 带刀分 主作 市蔵分 主作 久蔵分 主作 半三郎分 主作 源三衛門分 主作 太郎兵へ分 主作 大兵へ分 主作 三右衛門 主作 寺分

一反九畝四十四歩 三反一畝二十五歩 一反八畝三十五歩 六反四畝二十八歩 三反四畝三十三歩 二反三畝十六歩 一反三畝三十八歩 三畝十一歩 一反一畝 一反六畝

二反四畝

て主作され、 方は小農層十

図表-23 畑方世田谷下町地区

帯を形成する。

畑方(一下

町

Ŏ

Ш

分

附

八関係

の耕作地にする都会型

0

畑

作

世

析

田谷村は

畑方を

最大

1 地主=小作人

町豪農層の中心は大場家

下町 6人 地主 小作地 分 歩 八町一反六畝六三 三右衛門 大浜へ 一町八反十二 太郎兵へ 二町二反九畝二 五反四畝九十二 市之丞 仁右衛門 一反二畝八 小右衛門 一反二畝八 6人計 十二町十反七畝七九

図表-22 八幡前小農=本百姓の耕作地

主作 四反七畝九十歩 計四町三反八畝三歩

豪農の約三

一人によ

村落 へ発展している

窺える。

を求めると田 世田谷村 は 田と の少なさが 畑 の 割

0

地区は小農が優位する近 田面積となっている。

(16)

表

のように八幡

前

図表-25 世田谷上町豪農経営

一畝八十六

五畝四十八

九畝三十五

三反二畝四十

一一畝七十五

耕作地〉

〈上町豪農 二 上町	分附耕作地〉
六兵へ	五町一畝八
市之丞	一町十反一
藤四郎	六反五畝四
帯刀	一反三畝六
久三郎	八反三畝六
金十郎	二畝二十
彦十郎	七畝二十六
源左衛門	一反三十三
又三郎	三反五畝
清三郎	一反九畝三
10 人計	九町三反二

(1) 方 耕 X 検 地帳 分析 町

図

[表-25に示され

7

0 家農層

地 三反を分附作人によっ 家六兵へ 田 0 るように上町豪農分附耕作 一谷村の は十 -頭として豪農十人で九町 畑作地である。 人で計九 中心であ (本家) 前 0) Ŀ ŋ 反 Ŧi. 町 大場 は世 余り 町

図表-24 畑方:世田谷下町 の小農

(口)

町

0

小

農

П

本

- 百姓

る豪農支配地である。 六人の豪農層は十二町 分家市之丞であると同時

0

分附

世

田

容郷

の代官でもある大場家分家

小作地を有し、

小農民の四反を圧

倒

農民=耕作地

11010	47111 20
一 下町	
農民	畑地
分	歩
大郎兵衛	一反九畝二十七
三右衛門	八畝六
九兵へ	七畝四十
主作	六畝十八
計	四反九十二

村

0

表

24

0)

ように

下 小 農四

町 は

田

三反八畝

中心から外れ、

一人で四 世

主作

主作

主作

主作

主作

主作

主作

主作

主作

反 公余り 所である 町での大場 Ó 畑作をしてい 家分家の勢力が るにすぎな

> (口) 町 本 姓 Ш 農耕 作

> > 地

上町本百姓=小農耕作地の分布 一反一畝二十四

六反二畝三十九歩 二反二十四歩 二町四畝五十三歩 八反二畝九十七歩 二反三畝二十四歩 四反八畝八十四歩 八反一畝八十三歩 二反四十二歩 二反二十四歩 計七町三反廿六歩

は

図

表

26 上

のように七

町三

他方、

町小農層十

主作 七畝十歩 主作 主作 分 作 主作する小農として位 市之丞は 豪農層と五 反歩余りを耕作 家六兵衛は三反八畝、 つつある。

しかし、

大場本

分の状態になり

畑

一町四畝の

畑

地

けられている

図表-26

六兵衛分

二十歩

市之丞分

清九郎分

彦十郎分

金十郎分

久三郎分

庄蔵分

带刀分

市蔵分

庄蔵分

分

藤四郎分

同

この上町は大場本家六兵 住 んでいるところであ

とが窺える 農地九町三反の 官市之丞 分附 小作地 0 町 約三分の二 十反である。 は Ŧi. 町 畝と最大を占め、 (六六%) 大場家二人の合計は六町十反で上 を占める最大の豪農であ 続くのは分家の世田谷代 前豪

Ŕ で中 と 上 反を占め、 他 逌 世 世 方、 世 田谷村は から近世 田谷村の つ 図 表-26 豪農地を下廻っている。 近世 世 豪農層は 0) 0) 田 村落 如 谷郷 移行過程途上にあることが窺える < 0 小農= 0 **F**. 中枢を占め、 移行における過渡期にあることが 町 0 本百姓の 本百姓 しかし、 =小農層は十 正保三年 七町 三反に対して九町 上町だけに限定 (一六四 人で七 窺え 町

小農地として 方 上町本百姓 町 7四畝 を自作 =小農層の最大農民は大場分家の代官市之丞で している。 したがって、 市之丞代官は

作する所である。

三 満中在家うら道ばた・北本宿勝田寺林・城西橋

惣兵衛分 久三郎作 長右衛門作 同 分 市之丞分 久兵へ作 同 分 主作 惣兵へ分 五郎左衛門作 半右衛門分 市右衛門作 清三郎分 新口衛門作 同 分 六右衛門作

二十歩 一畝二十五 七畝五十歩 一反二十歩 六畝三十七歩

一反六畝八十五歩 二反七畝三十三 二反二十二歩 計八反九畝七十二歩

家うら ると云える 28 地 0 を耕 干 ように小農層は 畑 ジやす 地は、 町 Ħ. 小農 反余 小であ 層 層 三十 \bar{o} が 支 る。 十 配

地 倍 満

であ

(1) 田 中 在 村 家うら 満 中 在

0

家農

公分附

耕

は

0 る。

如

<

Ħ.

人で

計

主作

地 作

八 地

反

九 図

畝 表

であ 27

方

図

表 計

豪農 倍ほど上 h 他 地 合計 方、 一廻る世 町 本家の 7 n 反と二 ば 田 六兵 谷村 約 **|**六町 本 へは 0 苩 中の 歩弱となり、 姓 る豪農地 | 最大土 農民 五町 地 八反三 所 市之丞代官の 有者の 畝と本百姓 畝 断と合 一人である点に 計 土. 地

地 は

町 反

歩

を三

る。

歩とな (口)

中

在

本

姓

||

地

Ŧī.

八

畝

町

図表-28 世田谷村満中在家うらの小農=本百姓とその作地

0) 中

畑 在

藤四郎分 主作 三反六畝八十二 市蔵分 主作 二反八畝九十二歩 物兵衛分 主作 二反六畝九十七歩 半右衛門分 主作 四反九十六歩 藤十郎分 主作 六畝五歩 六畝五歩 彦十郎分 主作 市之丞分 主作 三反三畝二十一歩 六兵衛分 主作 二反一畝五十三 清九郎分 主作 一反七畝二歩 金十郎分 主作 七反八畝六十一 長七分 主作 三反六畝四十九 八畝二十六 善九郎分 主作 主作 二反三畝二十一 清蔵分 長左衛門分 主作 五反四 六兵へ 主作 三反六畝二十三 才三郎 主作 八畝十三 平十郎 一反二畝三十二 主作 八畝二十五 市兵へ 主作 八左衛門分 主作 一反九畝八十二 左右衛門分 主作 一反一畝五十一

主作

主作

主作

主作

一反三畝四十七

一反四畝二十八

五畝三十四 四畝二十

長右衛門分

四郎兵へ分

佐左衛門分

佐右衛門分

市兵衛分 仁左衛門分 物兵へ分 光徳寺分 清三郎分 源左衛門分 带刀分

分

主作 八畝十五 主作 五反九畝四十 主作 一反四畝二十八 主作 一町一反六畝七十一 七畝三十四歩 主作

七畝四十三

二反八畝三十二 主作 作 計十一町五反八畝十三歩

(1)

孫六ヶ谷の豪農分附耕作

図表-29 孫六ヶ谷の豪農=分附作人

(五)

竹之上松原ウラ畑宮之上 竹之浦豪農分附耕作

四 孫六ヶ谷・竹藪之内・山崎嶋山はたゟ若林道はた・松原道はた・北沢くほ本宿~栗原前

	11300011	11時間18700万円1
清右衛門分	市左衛門作	四反六畝二十五
同 分	長次郎作	一反三畝十六
同 分	藤右衛門作	二反八畝三十七
惣兵衛分	五郎左衛門作	八畝八歩
喜左衛門分	平三郎作	九畝十八歩
半右衛門分	勘七作	四反八十三
同 分	勘三郎作	五反七畝六十三
同 分	又左衛門作	五反五畝四十二
同 分	与次右衛門作	三反八畝六十一
同 分	次左衛門作	一反八畝六
同 分	清兵へ作	一反二畝二十三歩
同 分	太郎左衛門作	一反四畝二十
市之丞分	久右衛門作	六畝七十
市之丞分	茂左衛門作	五反八畝廿五
同 分	二郎右衛門作	二畝十七
物兵衛分	与右衛門作	一反三畝二十
同 分	五左衛門作	一反三畝
同 分	勘三郎作	一反十二
同 分	佐右衛門作	一畝三
同 分	九右衛門作	一反八畝十二
惣兵へ分	七郎左衛門作	二反四畝八
同 分	久四郎作	一反五畝十二
同 分	佐右衛門作	三反六畝二十六
同 分	九右衛門作	二反三畝
同 分	五左衛門作	一反二十八

1 1/1				
	同 分	久兵へ作	五畝	
	三右衛門分	善正寺作	一反三畝	
	二郎右衛門分	九右衛門作	三反一畝三十四	
	9人		計五町二反六畝五十三歩	

位の地である。 豪農層に対し約二倍余りの大きさで、

図表-30のように合計九町四反三畝余の畑地で 人の五町七反余りに対し、 孫六ヶ谷の畑作地は図表-29の如く豪農層九 小農層の二十七人は 小農層優

図表-31 竹之上松原豪農=分附

竹之上松頂ウラ畑宣プトを

<u>1</u> .	竹乙上和	公原ウラ畑宮之	上迄
物。	兵衛分	佐右衛門作	五畝二十
物。	兵へ分	与右衛門作	一反五畝十
同	分	久四郎作	三反一畝四十六
同	分	多左衛門作	一反四十九歩
同	分	太郎兵へ作	二反二畝六十
同	分	佐左衛門作	一反二畝三十六
同	分	五左衛門作	四反二畝二十四
同	分	勘三郎作	四反一畝六十六
同	分	勘七作	九畝三十六
同	分	勘七郎作	一反一畝三十五
半	右衛門分	次左衛門作	九反七畝二十一
同	分	与次右衛門作	二反二畝二十
回	分	又左衛門作	三反四畝五十一
同	分	勘七作	二反三畝六十一
久	占衛門分	長三郎作	一反二畝十三
回	分	勘三郎作	四畝八
同	分	十左衛門作	一反二十二歩
回	分	佐左衛門作	一反六畝十三
回	分	左近作	一反四畝二十八
回	分	主作	二反六畝六十七
同	分	八右衛門作	一反九畝三十
同	分	長十郎作	一反二十四
源:	三衛門作	七郎左衛門作	二反二畝十七
同	分	主作	九反六畝十一
市	蔵分	庄蔵作	一反八畝三十四
			計 六町三反二歩

図表-30 孫六ヶ谷の小農耕作地

四32-00	1ボノ\	グロッグで展析下地
喜左衛門分	主作	五反三畝四十九
平三郎分	主作	一反二畝
清右衛門分	主作	二反四畝五十一
市之丞分	主作	六反五畝三十六歩
小右衛門分	主作	五反六畝三十六歩
太左衛門分	主作	六反九畝六十二
権七分	主作	三反八畝五十四
仁左衛門分	主作	八反九畝五十七
惣兵へ分	主作	一反三畝十三歩
茂兵へ分	主作	一町二反一畝九十二
惣兵衛分	主作	二反八畝八
二郎右衛門分	主作	三反六畝三十七
右近分	主作	四畝一
長七分	主作	三反八畝三十五
才三郎分	主作	一反七畝十八
清蔵分	主作	一反七畝十八
長左衛門分	主作	一反七畝二十七
佐右衛門分	主作	五反二〇
市兵へ分	主作	一反九畝六
八左衛門分	主作	三反五畝四十五
金十郎分	主作	三反六畝二十二
久右衛門分	主作	一反四畝六十六
平十郎分	主作	二反二畝四十三
善九郎分	主作	三畝四十六
久左衛門分	主作	三畝八歩
半右衛門分	主作	二反八畝四十七
次郎右衛門分	主作	三反六畝二十七
		計九町四反三畝七十七歩

孫六ヶ谷小農=本百姓耕作

(口)

清蔵分

長右衛門分

佐右衛門分

八左衛門分

金十郎分

茂兵へ分

善九郎分

平十郎分

長左衛門分

主作

主作

主作

主作

主作

主作

主作

主作

主作

一反七畝十八

二反三畝三十四

三反二畝九十四

二反六畝三十九

三反五畝五十一

三反一畝六十五

一反九畝五十二

四反四畝十四

四畝二十四

十五町七歩

を所有する。 豪農層六人は 前 百 図 表-31 0 如 く分附

苏

作

地

六町

Ŧī.

反

余

ŋ

 \mathcal{O}

畑

地

(口) 竹之浦 本百 姓 =小農耕作

農

層三十五 人は 図 表-32 計二十一町三反八三畝廿三歩 のように合計 農層の 一六町 十五 Ŧī. 町 反 歩を主 0 倍 作 強となり、

る。 竹之浦松原地区 \overline{O}

小農層優位とな

(六) 宮上 浄徳院

ぼう谷

(1)

宮上

合へ

ぼう

谷豪農

分附

図表-33 宮の上豪農=分附作人

六 宮上・浄徳院合へぼう分 半三郎分 忠右衛門作

右近分 主作 久蔵分 主作 源左衛門分 長十郎 主作 分 喜左衛門分 主作 同 分

助左衛門作 分 市左衛門作 同 清右衛門分 藤右衛門作 九右衛門作 分 主作 主作

藤十郎作

半十郎作

大郎兵へ作

五郎左衛門作

二郎赤衛門分 同 茂兵へ分 同 分 清三郎分 同 分 同 分 同

同

同

同

分 多左衛門作 分 大郎兵衛作 分 多左衛門作 主作 分 同 分 六右衛門作 藤左衛門分 三九郎作

二反八畝十八 一反 一反七畝五十五

二反八畝四六 八反五畝三十六 一反四畝十二

一町三反四畝三十九 二反一畝三十四 四反八畝四十七 一反六畝

九畝十八 一反二十四歩 一反五畝二十三 四反九畝三十八 三反八畝二十九 二反五畝十九

七畝廿四 一反

六反四十七歩 二反二畝十五 一反三畝二 五反一畝十六

計七町一反四畝三十八歩

(口) 層は十二人、 宮上ゟへぼう谷本百姓=小農耕作 図 表 -34のように合計

0

畑

地 を主

豪農層の 分 0 程 度に過ぎない 町 七 反余り

うたがって、この地区は豪農層優位の地であると云える。

半右衛門

惣兵衛

惣兵へ

右近

久蔵

久右衛門

久左衛門

二郎右衛門

次郎左衛門

半三郎分

带刀分

市蔵分 喜左衛門分

平三郎分

市之丞分

権七分

長七分

市兵へ分

才三郎分

清右衛門分

小右衛門分

太左衛門分

仁左衛門分

次郎右衛門分

所左衛門分

源左衛門分

主作

三反四畝十二

一反四畝九

三反七畝五十四

二反九畝二十二

三反六畝五十三

二反八畝三十一

一反九畝九十二

七反七畝四十九

五反九畝六十二

二反八畝五十九

六反五畝三十五

一町七反二畝八

八反四畝九歩

八反九畝三十

八反二畝二十三

四反三畝三十八

四反一畝四十四

二反二畝六十六

二反五畝三十四

を形成する

農地と小農地とは

同

に畑地となり、

両車

Ö)

均衡地となり、

重

構

図表-33に示されるように

一町

七反余り、

合 七

計 町

九町

八反となる。

表-33

の

ようにこ

の

地

 $\bar{\mathbb{Z}}$

畑

地 は豪農

地

反

他方小農地

は

二町八畝九歩

三反三畝

七畝十二

三反五畝

五畝十二

一反二畝

三畝

(20)

しようとしており、

襲と分家市之丞の世田谷代官世襲制とを両輪にして近世純粋封

世田谷村の指導者である大場本家の村名主

民層分解を三角

図によって分析すると、

次の二つの三角型農民層分

第

結論は世

亩

谷村の□豪農分附制と□小農=

本百:

姓

制と

0)

担 13

手として指導力を発揮

するのである。

村は

中

世

郷

の豪農分附作人制から近世の本百姓

=小農作

八制

移行 一の世

はそれから四十三年後のことである。

わずか、

五十年余りで世

1田谷

命され、

徳川幕府の成立を見ることになるが、

徳川家康が慶長八年

(一六〇三)

に後陽成天皇から征夷大将

世

田谷村

0 検

地帳

(四)

近世期

純粋封建制の発達

と結論とを見出せるであろうと考える

る過渡的

段

降で

、あると、

図表-34 宮の上小農耕地

主作 二畝十歩 主作 三反二十六歩 主作 主作 五畝三 主作

主計分 右近分 久蔵分 半三郎分 清右衛門分 喜左衛門分 二郎右衛門分 茂兵へ分 久右衛門分 主作分 清三郎分

るなら、

豪農分附耕作

主作 主作 主作 主作 主作 主作 主作 分

一反二畝十四 三反四畝四十四 六反九畝六十七 七畝 一反二十三 二反二畝十五 三畝二十二 二反二畝六歩

五反二畝二十八 二町七反五十八歩 作 計二町七反六畝十八歩

に分れるが、 農分附耕作と二本百姓 小農主作との二 結論づけ 一類型

に農民層分界点を自から設定して、

三角形の中で上

中

下の基準点を設定する。ここでは、

村の小農層が上層分解して成長

, は逆

?の基

廻 が 小農= って発展する純粋封 本百姓 位を上

三九郎分

結論づけることで水帳=検地帳分析の意義 建制へ の発展途上にあ

世 保 田谷郷 水田 一及び

畑地検地帳 大な記録であり、

水帳は莫

小農と豪農との農民層分解を比較する場

合

0

の基準段階を設

その

定して、

比較しそれぞれの特徴を抽出することが望ましい。

川

īF.

図表-35 世田谷村の豪農と小農の農民層分解

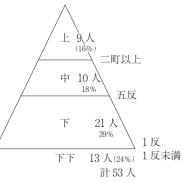
軍

(1) 豪農分附作人の農民層分解

建



(2) 小農=本百姓の農民層分解



する傾向を描くこととな 小農層は隷細化して没落 を検討すると、 中下三角形で小農層分解 幕末に入ると、 全般的に この上

乏化によって内部崩壊 徳川幕府が小農層 の窮

る 民として区別するのであ して逆に五反以下を下層 準点を耕地五反歩に設定 没落化しているのか に小農層の窮乏化による しているのか、 一町以上を上層富裕層そ 町 中農農民層 の地位を設定し、 或い (五反

る。

(21)

列強との軍事力格差に直面し、 の道を急速に早めると、 し降伏せざるを得なくなるのである。 銃、 アームストロング砲そして戦艦黒船の火砲力の前に玩具化 幕府は外的な崩壊に直面する。 つまり幕府の種ヶ島銃は連発式ライ 幕府は 西洋

因を垣間見るのである を防ぐために質地小作制を農業政策の中心立法として制定化するこ とに全力を注ぐ。ここに、 永代売買禁止令を維持するという両方による小農層の没落、 八代吉宗によって小農の没落、 しかし、 徳川幕府の崩壊は小農層の窮乏化に由るのであり、 吉宗が徳川幕府の中興の祖と云われる原 窮乏化を阻止し、 且つ、 幕府の土地 零細化 既に

証することが求められる。 くとき、 徳川幕府が小農層の発達に由る純粋封建制の発達に支配基盤を置 発達か崩壊かは小農層の両極分解する上中下の三角図で検

開は、 窮乏化を促進し、 立を見ることとなる。 することで立証される。 二本百姓 = 小農層との二つの経済圏の重なり合う過渡的状態を検証 既に三角図で計られる農民層分解の程度は世田谷村の□豪農層と 徳川幕府の成立期を特徴づけ、 災害、 しかし、急激な貨幣年貢への移行は小農層 世田谷郷の豪農制と小農制の両者併存的 一揆等により幕末に毎年五十万両以上の赤 八代吉宗の時点で小農制の確

村落は単婚家族制と小農制家屋敷 1田谷郷は漸次小農層を中心とする近世村落を発達させる。 対化=ワンセット化とに立脚する近世村落へ発展し始める。 つまり、 世襲長男家と世襲農地 近世 字を慢性化させ、

財政上崩壊を招くこととなる。

部 近世 期世田谷郷・ 小農層の 両極分解

IV

一六七四年馬引沢村の豪農と小農の二重構造

(-)

の馬引沢村も世田谷村と同様に豪農層と小農層との二重経済社

(1)

会を発展させている

野米開発御検地水帳				
豪農層 名 分	畑歩			
右近	三町三反九畝八十三			
茂兵衛	一町四反六畝五十七			
平右衛門	一反六畝五十八			
作右衛門	一反二畝四十三			
甚五兵衛	二反一畝三十二			
三右衛門	二反一畝四十四			
六人 計	五町五反八畝十七歩			
「世田谷区史料」第四集 86-88n)				

図表-36 馬引沢村の豪農

延宝二年(1674)四月、世田谷領馬引沢村

解の図表-36と図表-A三角 図の中で次の農民層分解と

豪農層と小農層とは両極分

える。 過渡的近世村落の構造を表して 村落へ移行する途上にあると云 いるが、 小農層との二重構造を形成する 馬引沢村は豪農を頂点にして 全般的に小農型の近世

 (\Box)

地手作経営に動員する。 筆頭に豪農分附作人を直営

上 豪農 二町 1人 (16%) 五反 下 4人 (66%) 計6人

図表-A

る在地化と思われ、 豪農層は吉良氏の家臣によ 右近を

図表-B

下北沢村の 小

大規 の耕 る が、 る。 じ、 シタン取締のため、 結論づ ル模村落である。 作地面積をも記録し、 (政十二年(一八二九) 司 家族構成 1時に天台宗吉祥院と天台宗福泉寺との支配下に置かれてい けるならば、 五人組、 幕 下北沢村は東叡山等覚院の支配する村である 府 村落役人の全てを調査し、 下 は全国 - 北沢村は その家の土地面積をも改 世 田谷領下 の寺院に旦 家数六十五軒、 「北沢村宗門御改 一那檀家の家族改めを命 と同時に、 人数九拾九 、帳に記録して 帳 キリ 人の

北沢村宗門改 三角形の農民層 (帳の農家別耕作地は計八十) 一両極分解図に表わすと、 三家族の 次の三角形図となる 耕地 面積を記録

> ある。 七パ 線に辿りつゝ よる純水封建制の崩壊を迎え、 民へ移行し、 層は十五パー で全体の四 1 すなわち、 セ ント、 7 その窮乏化を強めつつあるという困窮化過程の途上に あるのである。 セントを構成する。 徳川幕府は五反層の小農を中核とする両極 1 まり六十パー セントとなっている。 内部解体への螺旋的 セント弱を占め、 したがって、 さらに、 小農層の下 小農層から 下降過程を一 反未満 一層は 一分解に つ零細農 。 の Ŧī. 木 直

云える 治 約される。 二付持高其他取調書上帳」 一年段階の この経堂在家村は農民層分解の 小農民層の 両 1.極分解を立証する特異な近世村であると 0) 荏原郡経堂在家村における三 三角図を自ら草案して明

最後に、

小農層の両極分解は

明

治 年

(一八六九)

社

倉御

取

4

図

に要

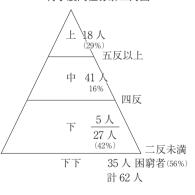
の農民層分解図 上 (3%) .町 中 7人 (8%) 五反 下 60 人 (42%) 下下 13(15%) 計88人

文政十二年(1829)

下北沢村の小農層

が直 中 - に姿を現わしつつある。 北沢村では豪農制分附作人は姿を消し、 面 して 純 料封 いた小農層の窮乏化がこの下北沢村の小農層 建 制 0 確立期の姿を現わして というのは、 いる。 五反以下の下層は六〇人 小農制の近世村落へ移 L か \mathcal{O} 両極分解 八代吉宗

明治二年(一八六九)経営在家 図表-C 村小農両極分解三角図



の経堂在家村は 小農の農民層分解の 三角形図を描 17 て上 中 卞

程であったと云える。 程であったと云える。 程であったと云える。 程であったと云える。 程であったと云える。 日治時代は江戸時代の小農層による純粋封建制から明治やの移の寄生地主制へ移行し、王政復古を開始する。江戸から明治や代める。明治時代は江戸時代の小農層による純粋封建制から明治時代の下の下下層の過半数(五十六%)を上廻る約六割弱の多数を以て小下の下下層の過半数(五十六%)を上廻る約六割弱の多数を以て小

V部 徳川幕府の危機と八代吉宗の農業政策

方でいる。方石から三千万石への増加は、小農層の米農家としての年貢高に負天下の征夷大将軍として三千万石へ十二倍の増額となる。二百五十家康の受けた二百五十万石は関ヶ原の戦いで石田三成を破ると、

① 純粋封建制と世界史

へと帰結する。それゆえ、次に吉宗の質地小作制について分析し、八代吉宗によって質地小作制の条件として維持され、小農制の強化年の歴史を刻むのは徳川幕府だけであり、小農層の世襲制と長子相年の歴史を刻むのは徳川幕府だけであり、小農層の世襲制と長子相世界史の中でこうした生産物地代の米年貢に支えられて二百六十世界史の中で

吉宗の徳川幕府中興の祖と云われる所以を明らかにする。

て、且つ米年貢の担い手として位置づける。 豪農の分附作人を小農層=本百姓へ解放し、 民として解放する農奴解放によって果されるのである。幕府は中世 或いは分家として小農民へ解放することを農業政策の目的とする。 このため、幕府は中世豪農層の分附下人を小農民として独立させ、 四民を維持するため小農層の家屋敷と耕地一町歩とを一対とする。 小農層の年貢米作によって毎年再生産される。幕府はこの年貢六公 財政収入として幕府の台所収入源とする。これら三千万石は全国の ち二千二百万石を譜代と外様大名へ配分し、 徳川幕府は全国三千万石の米収納を幕府の財政基盤にし、 中 -世から近世への移行は、 中世豪農の分附作人=譜代下人を小農 残り八百万石は幕府の 近世村落の担い手とし そのう

〕 吉宗の質地小作制と法的検討

幕府全体の問題としてその解決策を求められるのであり、その全般ないという考えが吉宗を初めとする評定所の人々にも思いに至り、質地問題の訴訟は一歩間違えるなら幕府の崩壊原因にもなりかね

り組むのである。 を始めとする評定所の人々は受け止め、評定所の中で次のように取 的危機に頭を悩ますのである。幕府を揺るがす根の深いものと吉宗

『右質地出入ハ関八州伊豆国辺より多訴出候間右国々計相触私領方江 以上 度改帳面渡候様ニ是又御代官より相通しさせ可然奉存候 之も御座候由ニ候間左様之村方ハ最寄之御代官江領主地頭より承合此 最寄之御代官より通しさせ候様ニ可仕候 又村々五人組帳私領二者無 依之奉伺候

『徳川禁令考後聚』 第一帙325頁

である。質地訴訟の原因となった知行所の質地による用金調達につ つかの申し合わせ事項を積み重ねて問題の解決を計ろうとするもの は質地小作法の制定に向けての評議となる。この評定所の討議は幾 から元文年間にかけて長い時間を懸けることとなるが、 いて次のように明らかにする。 吉宗と評定所は質地問題を取り挙げ、 会議を重ねるが、 結論として 享保年間

之間敷事ニ候 知行所百姓ニ申付田畑質地ニ入 金子借出させ候類有之候个様之儀有 向後無用二可致候 知行所江用金申付候儀二付御触書 右之外ハ只今迄之通たるへく候』 (前掲書、319頁

行所百姓ニ申付田畑質地ニ入、金子貸出させ候」と、 、地の普及は、 幕府知行所の小農救済策として進められる。 質地金融は困 知

> 所は質入れを否定して「个様之儀有之間敷事ニ候」と見なして、 窮する小農層の救済と見なされているが、しかし、 「質地」について「向後無用ニ可致候」と御法度の意向を表明す 吉宗を含む評定

る。

のように長い討論と時間を掛けることとなる。 の質地小作法の討論を長びかせ、 む。 評定所は質地に対して現場知行所の質地奨励策との乖離に苦し こうした、 現地と政策決定機関との間の対立、 且つ問題の本質を把握するのに次 乖離は評定所で

候様是又可被申通候 有之由に候間是又最寄之御代官より其領主地頭江相通し此度改帳面渡 代官より不洩様相通可被申候且私領方ニハ百姓五人組帳も無之村方も 右之通関八州并伊豆国村々江可被相触候私領之村方江ハ其最寄之御 以上

質地証文には借主農民の名主、 この質地小作令の要旨は次の三点となる。 五人組頭

0 加印が必要であるこ

口地主の借金期間は十ヶ年とし、この間に借金を返済すれば、

の返済を受けられるが、

しかし、十年過ぎれば、

質地は流れてし

質地

三この十ヵ年の間、 以上の三点のように、 とを条件とされる。 金貸し 質地小作令は小農の土地維持政策と幕府 側は土地の年貢と夫役等の勤めを果すこ

年貢確保案との両方を充たす幕府の農業政策となる。

(25)

三(これは)に「重ねく歳に仕曲寺」とて)こうに可能に仕らて質地を巡る訴訟は吉宗に質地小作法の制定に取り組ませ、元文二

ととなる。
年(一七三七)に「質地之儀ニ付触書」を次のように布達させるこ

元文二年 質地之儀二付触書

覚

一名主加判無之質地証文之事

一名主置候質地ハ相名主又ハ組頭等之役人加判無之證文の事

一拾个年季を越候質地証文之事

大小之百姓等互度々読聞不致忘却様可仕候右之通之不埒之証文を以訴出候も有之候自今五人組帳名主庄屋等より諸役を不勤質地之類ハ前々より御停止ニ而村方五人組帳ニ書記有之処諸役を不勤質地之類ハ前々より御停止ニ而村方五人組帳ニ書記有之処右三个條之儀并田畑永代売買又ハ地主より年貢諸役を勤 金主ハ年貢

無之事([七一六)

取上無之事金子有合次第可請返證文有之質地者質入之年より拾个年過訴出候

上無之事右二个條自今拾个年之内訴出候ハ、取上裁断有之候右年数過候分ハ取右二个條自今拾个年之内訴出候ハ、取上裁断有之候右年数過候分ハ取

右之通村々ニ而可相心得者也

そして(3「一座申合之覚」を次々と纏めるのである。 幕府は質地小作法の打ち合せと討議の中で(1「触書」、(2)「書付

(1)評定所の「触書」は次の内容となる。

『寛保二年三月上り候帳面之内

⑩質地之儀ニ付触書
元文二巳年

を義務づけ、小農の地位を回復するよう擁護する点を中心に評定所で元文二年の触書は小農の立場を維持するため十年間に返済すること

触書と申上る書付は評定所で纏められて吉宗に提出される。 質地小作の

議論を続ける。

。同之通可仕旨被仰聞承知仕候

巳二月三日 評定所一座

候間左之通触知らせ置可然奉存候ニ付申上候を以奉行所互訴出候を有之候付取上不申候依之田畑ニ離候百姓も御座百姓田畑質地取引之儀村方五人組帳ニ書記有之候処忘却仕不埒之証文

씕

一名主加判無之質地云々ノ件

此儀名主加判無之質地百姓共相対ニ而ハ倍金或ハ永代売頼納売等ニ

准候』

るなら、金主は質地を地主に戻すこととの、三条件である。使役の義務を果すこと、③は質地は十年間とし、その間借金を返済する。三ヶ条とは①名主、五人組の加印のこと、②金主は質地の年貢、る地小作法の骨格は評定所で議論される三ヶ条を中心に纏められ

③質地出入一座申合之覚

①享保十年巳八月

一質地之本証文取上無之分之小作滞も取上申間敷事

享保十一年午六月

申間敷候尤田畑不致所持ものハ勿論諸道具計為相渡可申候』置候分ハ田畑持不申もの同前ニ諸道具ハ不残相渡させ家屋敷ハ渡させ数過候ハゝ小作人江相返候様ニ可申付候但小作人所持之田畑質物ニ入具之分ハ不残相渡田畑者小作金之多少ニ応し年数限金主方江為相渡年具治外作人身代限ニ申付其もの所持之田畑迄為相渡候処自今者諸道一別小作人小作滞有之由訴出候時日切済方申付候得共日切ニも不相済

②享保十一年七月

『一評定所一座其外重キ御役人知行等出入之儀ハ伺之上裁許申付候得共

も不及伺可致裁許事』 質地出入者裁許之筋兼而相極り有之事に候間右之衆中知行百姓等ニ而

と答申される。 享保十一年七月の評定所申合は質地出入の裁許は為すべきではない

③元文元年辰九月

元列夫三十日艮斉万月申寸奏二准し候筈ニ候然れハ質地証文年季掛り候共借金ニ准候上ハ年季無構ニ准し候筈ニ候然れハ質地証文名手加印又ハ名所等無之質地難立分者書入一享保十四年以来質地証文名主加印又ハ名所等無之質地難立分者書入

元利共三十日限済方可申付候

但小作滞之儀ハ高利に當り候ハゝ是又一割半之利足ニ直可申付事』

く、欠落しているなら、証文は無効となる。 元文元年の質地小作の申合せは質地証文に名主、五人組の加印無

小作滞りの償いは一割半の利足に直して申付けることとする。

右之通評定所一座評議之上相極

享保十年八月

質地出入一座申合之覚

○一質地之本証文云々元文三年ノ条文ニ同シ

享保十一年六月

一別小作人小作滞在之由云々同上

享保十一年七月

一評定所一座其外重キ云々同上

享保十一年八月

質地年季之内不請返候ハ、流地可致旨之文言證文ニ書入置年季明規

尚、小作滞りの処罰と責任は取上げないことに申合せている。ば、地主の小農は金主から土地の返却を受け戻せることに纏める。て議論され続けた。結局、小農保護の観点から十年で借金返済すれす保期の質地小作の評議は十年で請返すかどうかが基本の問題とし

『元文元年九月

一享保十四年以来云々元文三年一條文ニ同シ

右之通云々同上

質地出入取捌之事

質地本証文取上無之文小作滞も取上不申事

別小作者日限済方申付候上不相済候ハ、身代限可申付事

另2个书书图:2017年作前,120本没值2017,基个图言 电作导

重御役人評定所一座知行所出入も質地之文ハ不及伺裁許可申付事

名主加印又ハ名印無之享保十四年以来之質地証文ハ書入借金ニ准日

限済方可申付事』

取り上げないことを申合せる。
取り上げないことを申合せる。
である。その上、質地証文の無い訴訟、または小作料滞りの訴訟も地に関する裁許を認めない方針であることを全員一致して決めるのである。その上、質地証券の件、四質地流れの件等を中心に打合せをして、質地小作法の年季の件、四質地流れの件は一質地証書の件、口小作料滞の件、巨質地

質地之儀二付触書

度々為読聞不致忘却様可仕事』 (前掲書321頁)を以訴出候も有之候 自今五人組帳名主庄屋等より大小之百姓等立を以訴出候も有之候 自今五人組帳ニ書記有之処右之通之不埒之證文者前々より御停止ニ而村方五人組帳ニ書記有之処右之通之不均置地之類右三个條之儀并田畑永代売買又ハ地主より年貢諸役を不勤質地之類

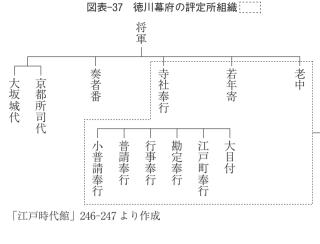
られることとなり、元文二年で結末を迎えることとなる。「質地ニ付申上書」として纏められ、「質地之儀ニ付触書」に纏め享保年間に評定所での議論は元文二年に「質地ノ儀ニ付触書」と

市会のように指摘する。一方にするかの二者択一の点で争点になっていることについて次問題点は質地期間の長さに係わる点であり、二十年にするか或いは範囲で質地小作法の制定に取り組むのである。質地小作法の最大のよる訴訟、農民騒動に対し、吉宗は土地永代売買禁止法に反しないよる訴訟、農民騒動に対し、吉宗は土地永代売買禁止法に反しないのように指摘する。

は十ヶ年過ぎの説を取り、二十年説を排するのである。 以上の質地小作法の準備に多く時間を要したが、質地期間の流れ

定機関となる。り、主に各奉行所、大目付、若年寄とからなり、次の幕府の意志決所は司法・立法そして行政の三権を有する幕府の最高決定機関であ来中は評定所の審議に加わり、決定に大きな権限を有する。評定

評定所のメンバー



年寄、 けることであり、 盤である三千万石の年 は、 現地奉行を中心として 軍の参加も踏まえ主に を中心に組織され、 負担を担う小農層の健 貢を定期的に達成し続 ディするのである。 全強化を計ることであ 「質地出入」の裁許に いてケース・スタ 質地小作制の 徳川幕府の財政基 奉行、 大目付等 年貢 狙 将

立に力を注ぐのである。既に分析したように、世田谷郷は中世の戦幕府が中世豪農層の分附作人を小農層へ独立させる農業政策の確

過渡期を生じさせる。 一般化させるのである。この吉良家家臣団の在郷化は徳川家康の江一般化させるのである。この吉良家家臣団の在郷化は徳川家康の江た。こうした世田谷郷への家臣団の在郷化は中世的豪農層の発展を原城攻めによって吉良家の家臣団の在郷化を一挙に促すのであっ国大名へ成長した吉良家の領国として発展し、豊臣秀吉による小田

吉宗の小農政策

 (\equiv)

幕府の老中を筆頭に若

図表-37の評定所

は

え、次の資料のように小農=本百姓層の発展に力を注ぐこととなる。を大きなので、徳川幕府は小農政策を基本の農業政策の中枢に据政権となる世界史の中で特異な発展を成し遂げるのである。せ、三千万石の年貢を定期的に納付することで二百六十年余の長期せ、三千万石の年貢を定期的に納付することで二百六十年余の長期を沿するに連れ、小農=本百姓を中心とする近世村落制を発達さる、次の資料のように小農=本百姓を中心とする近世村落制を発達され、次の資料のように小農=本百姓を中心とする近世の純粋封建制へ

.田谷郷下馬引沢村は、新しく小農=本百姓の独立を認める一 農奴解放=小農層創出過程

前

世

地名舞帳」を次のように開示する。

元禄元年二月 (一六八八 五代綱吉)

前地名舞者

前地名舞帳

下馬引沢村

る。

金左衛門 門左衛門 十右衛門平右衛門 三郎左衛門 又兵衛

(29)

権兵衛 伊右衛門

半右衛門 松左衛門 宇兵衛 十三郎 五兵衛 又右衛門

物〆拾六人

辰二月吉日

名主 右近殿

庄左衛門

地証文仍而如件 度不及申、村子御さ法なににとも相そむかせ申間敷候事、 候、然上者村並御割次第御年貢諸役出銭等御勤可被候、御公儀様御法 右之名前者、正徳二年辰年ゟ本百姓と定、御願上被下ありかたく奉存 為後日の前

正徳二年辰二月 御名主様

御年寄様

御組頭 御百姓代

(『世田谷区史料』 第四卷89頁

小農層の土地と屋敷とのワンセット世襲化政策

布告する。 八代吉宗は小農政策の基本として〇田畑の一町歩の分割を禁止 一町歩(=高拾石)小農層の自立的発展と独立性を次のように

享保六年七月

高拾石 田畑配分之定 地面壹町

供を始諸親類之内亞田畑配分不罷成候間厄介人有之者ハ在所ニ而耕作 くなく残へからす然る上ハ高弐拾石地面二町よりすくなく田地持ハ子 右之定よりすくなく分候儀停止たり尤分方ニ不限残り高も此定よりす

之働ニ而渡世致させ或は相応之奉公人ニ可差出事

(「徳川禁令考」 第五帙266頁

(五) 幕府の近世村落構造=小農層と結ぶ五人組制

として次の農業立法の制定となる。 は五人組と村役人の行政課題として徳川幕府の農業政策の中心課題 =本百姓の自立=独立性を認める。小農層と近世村落との共存共栄 年貢の自主的出納を義務付ける一方、自立的村落経営を課し、小農 幕府は小農層の住む村落共同体を年貢収納単位として位置づけ、

○五人組帳前書之事

大小之百姓五人組を究置、五人組之内ニー御法度ニ相背カズ候事

御年貢之儀一件堅ク守ルベキ事

名主百姓印形之儀自分ニー替申間鋪事

堤川除并堀御普請之儀勘定之印形取置可申事

御年貢皆済之判形致置可申事

田畑永代売買之儀兼テ御法度ニ被仰付候通堅く相守永代売買一切仕

文仕候ハ、双方曲事ニ可被仰付候事不任相滞迷惑仕候ハ、其段可申上候名主五人組無加判相判相対ニ而證書入候儀双方合點致候而可埓明儀を名主五人組私曲を構へ証文ニ加判之所持可申候勿論年季ハ拾年をかきり永年季ニ書入申間敷候田地質物一田地屋敷年季を定質物ニ入金銀預り候ハ、名主五人組加判之證文取

論相背申者御座候ハ、五人組之内より早速可申上候事 之田地持添致一軒分之百姓跡を潰し候ハ、何様之曲事ニも可被仰付勿 を立可申候郷中之はからひに不羅成候ハ、家屋敷田地共ニ書立訴之御 を立可申候郷中之はからひに不羅成候ハ、家屋敷田地共ニ書立訴之御 を立可申候郷中之はからひに不羅成候ハ、家屋敷田地共ニ書立訴之御 を立可申候郷中之はからひに不羅成候ハ、家屋敷田地共ニ書立訴之御 を立可申候郷中之はからひに不羅成候ハ、家屋敷田地共ニ書立訴之御 を立て申し、、双方曲事ニ可被仰付候事 文仕候ハ、双方曲事ニ可被仰付候事

り御停止候処右之通不埓成証文を以訴出候も有之間彌質地証文相極候等之役人加判無之證文其外地主より年貢諸役を不勤質地之類ハ前々よ一田畑質地證文名主加判無之證文又ハ名主置候質地ハ相名主年寄組頭二も被仰付事二も被仰付事とのハ石高猥二分申間敷旨被仰渡奉畏候若相背申候ハ、何様之曲事にも被仰付事

上無之候并金子有合次第可請返旨証文ニ有之質入之年より拾箇年過訴一享保元申年 以来年季明候質地ハ年季明拾箇年過訴出候ハ、御取節入念右躰之儀無之様可仕旨被仰渡奉畏候事

出候ハ、御年上無之旨被仰渡奉畏候事

仰渡奉畏候事

曲事ニも可被仰付候為其名主年寄五人組連印之一札差上申候仍如件寄合為読聞被仰付候通急度相守可申候若違反仕候者有之候ハ、何様之右御法度之惣御箇条之趣村方ニ㎜も写置毎月壹度宛惣百姓共名主所冠

年寄

奈半左衛門様

伊

歩以下への土地分割を禁止して小農層の保護に努め、 よって小農層の保護育成に功を遂げ、 する機会を与える小農政策である。 下で十ヶ年間運営させ、 入する。 間に元の本百姓=小農層へ回復する機会となるべく質地小作制 にする没落しつつある小農層=本百姓を質地小作人として十年間 貢負担と天然災害に加重される飢饉によって零細化して土地を質地 である。 その家屋敷の一対とを世襲する近世的単婚家族制とに支えられるの 配関係の中枢となる。 百姓=小農の耕作する米は五人組によって幕府 五人組とは近世村落の年貢義務の担い手として位置づけられる。 |効野専耕者諸法」と「五 近世村落の自立基盤となり、 それゆえ、 八代吉宗は幕府の六公四民、 質地小作制は近世村落の五人組と名主の責任 さらに、 その間に借金を返して本百姓=小農へ復帰 人組帳前書之事」とは小農= 近世村落は小農 小農—五人組 徳川幕府は吉宗の質地小作 或いは五公五民に由る重 中興の祖となる。 =本百姓の へ収納する義務を負 幕府 年貢額と年青 の縦関係と支 吉宗は 本百 町 を導 歩と 姓 本

結び

○田本の封建制は世界史の中でどう位置づけられ、どう特色づけに、日本の封建制は世界史の中でとして欧米との比較史研究をは、稀であり、成果も少ない。一時、講座派と労農派との日本資本主義論争が日本封建制を取り上げることもあったが、少数に過ぎなかった。しかし、この論争の中で大塚久雄を中心とする大塚史学が比較経済史の立場から日本の近代化論として欧米との比較史研究を進めたのであった。

先進国と比較研究することに転じた。りむしろ南北比較史研究を進め、世界史に於ける南の後進国を北のめむしろ南北比較史研究を進め、世界史に於ける南の後進国を北の絶対王政から市民革命を経て近代資本主義の成立を研究するので絶対王政から市民革命を経て近代資本主義の成立を研究するので大塚久雄は「欧州経済史序説」でイギリスを取りあげ、イギリス

体系化されたであろう。ていたら、日本史研究は世界史の中で中心的研究として比較され、ていたら、日本史研究は世界史の中で中心的研究として比較され、大塚史学が封建制から資本主義への移行において日本を位置づけ

教倫理と人間類型との史的分析の研究に転じるのである。との内的関連性からプロテスタンティズムと近代資本主義の内的宗しかし、大塚久雄はマックス・ウェーバーの宗教改革と資本主義

本稿の取り上げる小農論はイギリスのヨーマンリー層に対応し

ら大正期に成立する寄生地主制下の小作人は江戸時代の小農層の系層として徳川幕府の滅亡と共に姿を消すのであろうか。明治時代かて、近世封建社会の担い手になるのであろうか。或いは封建的農民

譜を引くのであろうか

あったのであろうか。の制定に乗り出すが、この新しい質地小作人とはどういう農民での制定に乗り出すが、この新しい質地小作人とはどういう農民でら生み出されたのであろうか。さらに、八代将軍吉宗が質地小作法逆に、中世から近世に眼を向けて見ると、近世の小農層はどこか

立として論証している。の関連で行われ、一町から一反の農民層の分布を以って小農層の成の関連で行われ、一町から一反の農民層の分布を以って小農層の成徳川時代の小農層研究は多く近世村落、或いは単婚制家族形態と

徳川幕府の近世へどうやって移行したのだろうか。とするなら、近世村落の主体となる近世小農層は中世の時代から

の移行となる。

の移行となる。

の移行となる。

の移行となる。

の移行となる。

の移行となる。

の移行となる。

し、豪農層として農業経営に従事するのである。を中心とする北條氏の戦国大名である吉良氏とその家臣団は在村化は、小田原城の北條氏の豊臣秀吉に依る攻撃で亡びると、世田谷郷分析を試みたのである。その際、戦国時代から近世時代への移行分析を試みたのである。その際、戦国時代から近世時代への移行か高さい。多摩郡世田谷郷における小農層の形成を主題にして

型村落として展開する。他方、世田谷村は豪農層と小農民層との均衡村は下野毛村である。他方、世田谷村は豪農層と小農民層との均衡農層の共存する過渡的村落構造を検証する。その典型的豪農層支配するところとなる。徳川家康は世田谷郷の検地によって豪農層と小

民へ解放し、独立させるのに大きな役割を果す。徳川幕府の小農層育成政策は漸次、豪農=分附作人=下人を小農

徳川幕府の中期になると、知行所、代官は重い年貢負担のために徳川幕府の中期になると、知行所、代官は重い年貢担のである。幕府の危機と小農層の質地問題とを解決することは徳川幕府の危機を救うこととなるが、質地小作制を制定する吉宗は幕府の危機を救い、この結果、幕府の中興の祖とを制定する吉宗は幕府の危機を救い、代官は重い年貢負担のためになる。

宗は質地小作制の解決を図り、質地から小農層を解放することで、評定所と質地問題の解決策を試行錯誤しながら検討する中で、吉

徳川幕府の発達に全力を注ぐのである。